

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第12回理事会
第20回運営審議会

平成8年7月

平成 8 年 7 月 1 6 日

財團法人 女性のためのアジア平和国民基金

第 1 2 回 理 事 会・第 2 0 回 運 営 審 議 会

次 第

【議題】

(1) 作業部会の報告

(2) 今後の対応について

(3) その他

【報告】

(1) 献金状況

(2) その他

資料

添付資料一覧

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
平成8年7月16日 理事会運営審議会合同会議

- ▼運営審議会議事録 1~9
- ▼「国民基金」一時金支給中止を求める要請 10~12
- ▼政府による調査・謝罪・補償を求める7・13集会 13~15
- ▼従軍慰安婦問題を考える会・福山より抗議文 16~18
- ▼国際仲裁裁判を成功させ、個人賠償を実現させる連絡会より要請書 19~20
- ▼新進党・平成会国會議員有志による首相への申入れ 21~22
- ▼「婦人展望」誌上座談会 23~29
- ▼韓国における報道ぶり 30
- ▼募金状況 31
- 〔別添〕
- ▼基金関連報道など

「国民基金」一時金支給中止を求める要請について

【発言要旨メモ】

1、開催日時・場所

平成8年7月12日（金）14：40～16：00

基金事務局

2、出席者

▼紹介者

▼被害者および支援者

▼基金

3、概要

▼互いに自己紹介をしたのち、川田氏が要請文（添付）を読み上げた。その後被害者側より発言し、これに対し基金側が償い事業の趣旨等について説明を行った。

【発言要旨】

被害者（韓国）…

・昨年の8月15日にも事務局に来て要請を行ったが、一年近くたっても基金には何の進歩も見られない。国の罪を隠して基金が金を払っても、金輪際受け取る気持ちはない。日本は基金は自らの罪をわきまえず暴言を繰り返し、私たちを再び苦しめている。日本政府の謝罪と責任者の処罰を求める。

被害者（フィリピン）…

・基金を拒否する。自分の受けた苦しみは到底語りきれない。自分の母はこのことを苦にして心臓麻痺で亡くなった。日本はフィリピンのみならず他の国にもすべて、謝罪を行うこと、責任者の処罰を行うこと、国家補償を行うことを求める。
基金の償い金を受け取れば、国への訴訟を取り下げなくてはいけないと聞いている。

被害者（インドネシア）…

・13歳の時に連れていかれた。48人の慰安婦のうち同い年の少女が4人いた。まだ初潮もなかったが6人の客をとらされ、3日間の休みのあと再び客をとらされた。翌年に妊娠したが、強制的に墮胎させられた。

支援者（インドネシア）…

・日本兵がインドネシアを占領した時には、日本人にもいろいろと苦労があったろうが、被害者は日本軍の罪に生涯苦しめられている。インドネシアの女性のみでなく、普遍的に女性の尊厳を傷つけたことも忘れないでほしい。基金は極めて政治的な解決方法、基金だけでは解決できない。基金を解散し、政府自身が解決のために立ち上がらなくては、国際社会においても非難をあびる。

基金…

・遠くから来ていただき、お目にかかる機会を得て感謝している。戦中の日本軍の行為により心も体も傷ついた被害者の方々に、日本の国民のひとりとして本当に申し訳なく思っている。

- ・要請文は事務局を通して必ず理事長にお渡しする。
- 文中のクマラスワミ報告であるが、「採択」というのは事実と違っている。今日はこのことを議論する場ではないので、別途十分説明させていただくが。
- クマラスワミ報告者は基金の役割に一定の評価を与えており昨年の国連人権小委員会においても、基金のことをuseful stepとしている。
- ・この問題に関し、日本は法的責任と道義的責任を分けている。基金は道義的責任の部分で国と国民と分かち合って活動を進めている。国の過去の行為については、国民もその責を負うべきと考えている。
- ・被害者の、日本への訴訟は続けることができる。基金はそのことを妨げる要因になりえない。償い金と国家補償は別のものであり、（ここで被害者の宗氏がその通りと何度も頷くも、国民からの金は要らないとの主張を意味しているのか、確認できず…事務局）国家補償が実現した場合に、基金の償い金を受け取っていたからといって、対象者から除外されることは決してない。このことは外務省の人権難民課長も明言している。

支援者（韓国）…

- ・被害者自身が基金に反対しているということ、ILOや国連人権委員会の決議を無視しないでほしい。クマラスワミ報告が採択されなかつたと被害者に嘘をつくとは、こんなこともあるうかと、報告書の引用を持参している。

基金…

- ・国連人権委員会のクマラスワミ報告関係部分を、基金事務局長が最後まで傍聴しており、配付した基金ニュースにその模様が載っているので読んでほしい。
- ・クマラスワミは日本政府の法的責任を追求することは基金を廃止することでないと、自身で2度、発言している。「つぶせ国民基金」と反基金に関する情報ばかりではなく、このようなことも公平に被害者に伝えてほしい。

支援者（韓国議員）…

- ・クマラスワミ報告の出る以前から基金には反対しており、報告書に依って行動しているわけではない。基金の主張は理解できるが、結果的にはやはり日本政府の責任回避に利用されている。基金側も反基金側もどちらも被害者のためを思っていることは同じだが、その方策が違つて争っているのは悲しいことだ。共闘しようではないか。基金関係者は平和と人権を重視する人々と信じている。韓国の国会議員の90%が、日本に責任ある対応を求めていくことに賛同している。

基金…

- ・法的責任を求める運動と道義的責任を果たす活動は競合しない。国家補償を求めるという意見を持つものは基金にも募金者の中にも多く、たとえば運営審議会のひとりはフィリピン被害者の弁護団の一員でもある。
- ・国家補償を実現させるには日本の政治状況は厳しい。「明るい日本」議員連盟の発足からもわかるように、多数の与党議員が基金活動にさえ反対しており、一方、国家補償を求めるための調査委員会設置法案を出したのは26名の議員、それも野党である。村山政権だったからこそ、基金は生まれた。現在の橋本政権でそれが実現したか、考えてみてほしい。

支援者（韓国）…

- ・日本の政治状況は日本自身の問題。被害者に向かって、村山政権だからこそ出来たといって、金を受け取れというのは侮辱だ。
- ・被害者自身がこれだけ反対していることを再考し、今後の基金の進む道を検討してほしい。

以上

1996年7月12日

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原 文兵衛 殿

被害者とともに「国民基金」にNOを！

7・13集会実行委員会

共同代表 川田文子 西川重則

〒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-402

電話 03(3237)8232

「国民基金」一時金支給中止を求める要請について

貴職は、近日中にも「女性のためのアジア平和国民基金（「国民基金」）の一時金支給開始決定等を行うこと表明しています。

しかし、政府が日本の侵略戦争によるアジア・太平洋地域の戦争被害者に対する謝罪と補償を行わないばかりか被害者の謝罪と補償をかわし幕引を行うべく「女性のためのアジア平和国民基金（「国民基金」）を設置し、国家責任を回避し「基金」による一時金支給開始決定を行おうとしていることは国際的に認められるものではありません。

そのことは、国連人権委員会がクマラスワミ特別報告官報告を全会一致で採択したことに端的に示されています。

また、「基金」の目標額が大幅に下回り貴職が政府への協力要請をせざるを得ないこと自体、「国民基金」が実質的に破綻していることの証明です。政府が、自らの責任を認めず国民には「自発的」償えというのですから当然の結果と言わざるを得ません。

さらに、被害当事者が反対している「国民基金」を支給することは国家責任を抜きに「受け取る・受け取らない」の判断を迫る苛酷なものであり日本として再び過ちを繰り返す結果になることを深認識すべきです。

支給開始決定等が近日中に行われるとの緊迫した状況が伝えらる中、戦後補償実現を求める諸団体、被害当事者の参加で当実行委員会は明日、集会を予定するとともに本日、その前段の行動として政府への一時金支給中止を求める行動をはじめ諸行動を取り組んでいます。

本日の要請にあたり被害者の声を真摯に受け止め貴職が直ちに行動に立ち上がることを下記の通り要請します。

記

1. 「国民基金」一時金支給を中止すること。
2. 国連人権委員会決議を受け入れ国家責任による被害者への個人補償実現を政府に要請すること。
3. 政府による「医療・福祉」事業は、政府の国家責任を不問にした、これまでのごまかしの上積み以外何物でも無いことを認め、直ちに政府に対して国家補償による個人補償を求めること。

‘96 平和のための証言集会

被害者とともに「国民基金」にNOを！

政府による調査・謝罪・補償を求める 7・13 集会

▼1996年7月13日(土)

▼全電通ホール

★ プ ロ グ ラ ム ★

開 会 (司 会)	三宅和子／朴在哲	
開会あいさつ+沈黙の時	川田文子	1:30
< 第 I 音 池 >		
フィリピンからの証言とアピール		1:40
(被害者) バウラ・アティーリョ		
(支援団体) マリロウ・サバド(リラ・ビリビーナ)		
(通 訳) 川島めぐみ		
インドネシアからの証言とアピール		2:20
(被害者) マルディエム		
(支援団体) ブディ・ハルトノ(法律家扶助協会)		
(通 訳) 木村公一		
……休憩……		3:00
< 第 II 音 池 >		
農 楽 演 奏	風物牌ウリト	3:10
韓国からの証言とアピール		3:20
(被害者)	金殷禮(キム・ウンレ) 裴足干(ペ・ジョッカン) 金福善(キム・ボクソン) 李容洙(イ・ヨンス)	
(支援団体)	尹美香(ウン・ミヒャン)(韓国挺身隊問題対策協議会)	
(通 訳)	梁澄子(ヤン・チンジャ)	
在日からの証言とアピール		4:10
(被害者)	宋神道(ソン・シンド)	
韓国の国会におけるとりくみ		4:20
日本の国会におけるとりくみ	李美卿(イ・ミギョン)(韓国国會議員)	4:40
まとめ	本岡昭次(参議院議員)	
集会アピール採択	西川重則	5:00
閉 会		5:10
		5:15

*閉会後6時より、同じ会場で、証言・アピールのためおいでいただいたゲストを囲んで、歓談の場をもうけてあります(6時~8時、会費2500円)。参加を希望される方は、休憩時間等に受付まで申し込んでください。

●被害者とともに「国民基金」にNOを！7.13集会実行委員会

〒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-402 ☎03-3237-0217

よびかけ人（五十音順）

- | | | | |
|----------|---------------------------|-------|--------------------------|
| 荒井信一 | （日本の教員資料センター代表） | 有光 健 | （フィリピン元「従軍慰安婦」を支援する会会員） |
| 伊藤成彦 | （中央大学教授） | 池田忠三 | （平和と生活をむすぶ会・関東代表） |
| 石川逸子 | （婦人） | 石崎キク | （神奈川平和連絡会代表） |
| 石田農太郎 | | 岩倉 務 | （平和博物館を創る会） |
| 岩松繁俊 | （財團法人基督教） | 内田雅敏 | （弁護士） |
| 梅 錦三 | （東京市民の会） | 小川武満 | （平和教会全国連絡会代表） |
| 織田元子 | （大蔵情報女子大学教員） | 大倉一美 | （カトリック東京正義と平和委員会） |
| 大島孝一 | （鶴賀会をめぐる会） | 加藤春恵子 | （東京女子大学教員） |
| 金子マー・ティン | | 川田文子 | （被収容者実現キャンペーン共同代表） |
| 川端純四郎 | （日本キリスト教団議員） | 木野村照美 | （ふたたび「慰安婦」をつくるな！下町の会） |
| 木邨健三 | （日本カトリック正義と平和連絡会事務局） | 金 英姫 | （従軍慰安婦問題クリヨンネットワーク） |
| 栗原君子 | （参謀議員） | 栗原龍一 | （なぜかリストされない姿ナラリーツ） |
| 越田 穆 | （アフリカ民族法廷運動会） | 金 靖郎 | （国体議員） |
| 坂内宗男 | （無教会・キリスト教登戸学東京長） | 佐治孝典 | （神戸女子学院大学講師） |
| 佐藤秀夫 | （日本大学教授） | 佐藤秋雄 | （報道・人権・平和ネットワーク） |
| 志水紀代子 | （大手門学院大学講師） | 相馬信夫 | |
| 田口裕史 | （アフリカ民族法廷運動会） | 田中憲助 | （被収容者を語り継ぐ会） |
| 高城たか | （グループ・性と天皇制を考える） | 高倉謙次 | （教師） |
| 高嶋たつ江 | （フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会） | 高橋哲郎 | （中国慰留者連絡会事務局長） |
| 高橋哲哉 | （東京大学助教授） | 高橋久夫 | （国際人権研究会） |
| 高橋昌子 | （ハルモニと共に歩む会「チョガ・ボ」） | 武 健次 | （被収容者チャーチ会員） |
| 武田邦太郎 | （参謀議員） | 谷川 透 | （ふく井の会・東京） |
| 田 英夫 | （参謀議員） | 鳥居 靖 | （報道学校跡地で発見された人骨問題を弁明する会） |
| 内藤眞里子 | （キリスト者連族の会） | 中大路為弘 | （国際人権研究会） |
| 中川晶輝 | （JFOR（日本友誼会）代表） | 中村克郎 | （わだつみ会理事長） |
| 難波幸矢 | （日本キリスト教団東中國教区社会委員） | 新美 隆 | （弁護士） |
| 西尾正二 | （カトリック司祭） | 西川重則 | （「被収容者の会」事務局長） |
| 青川美津子 | （ハルモニと共に歩む会「チョガ・ボ」） | 朴 在哲 | （被収容者実現キャンペーン事務局長） |
| 浜西津敏子 | （参謀議員） | 平山照次 | （アフリカ太平洋キリスト者平和連絡会議長） |
| 平山孝子 | （報道記者ボランティア） | 吹抜悠子 | （東京外国语大学非常勤講師） |
| 福田昭典 | （高齢者支援連絡会議） | 藤原 彰 | （歴史学者） |
| 穂鷹 守 | （日本基督教員 在日・日韓連帯情報委員会） | 増沢喜千郎 | （会員） |
| 円より子 | （参謀議員） | 三原正武 | （被収容50周年調査会の設立をまもる会） |
| 三宅和子 | （日本キリスト教団「従軍慰安婦」問題を取り組む会） | 三宅信雄 | （広島の施設者） |
| 宮沢 望 | （市長） | 武藤一羊 | （評議家） |
| 本岡昭次 | （参謀議員） | 百瀬 宏 | （津田塾大学教授） |
| 森山 怜 | （日本基督教団天皇制問題情報センター） | 山口明子 | （グループ・性と天皇制を考える） |
| 山口紀洋 | （弁護士） | 山田經三 | （上智大学教授社会正義研究所長） |
| 山田昭次 | （元基督教大学教授） | 山口哲夫 | （参謀議員） |
| 山谷新子 | （日本キリスト教婦人連絡会会长） | 聚 澄子 | （在日の慰安婦裁判を支える会） |
| 橋口幸子 | （日本基督教団牧師） | 吉松 繁 | （牧師） |
| 吉見義明 | （中央大学教授） | 吉本 洋 | （日比谷祭運営・東京） |
| 若井敦子 | （会員） | 渡辺 登 | （寺子屋実行委員会代表） |

賛同者（五十音順）

1996年7月12日現在

（個人）

秋元春雄	秋山宣子	阿蘇敏文	鮎沢 譲	荒川 巍	安藤竹子	伊田広行
伊藤章夫	伊藤英治	伊藤一彦	家永武男	井上悦子	井上公平	井上輝子
飯田 訓	池田恵子	石下直子	板橋俊典	一ノ戸信雄	稻場 満	犬田住夫
太田宏美	今西美吉男	上田道子	上田龍吉	碓氷朝子	瓜谷静子	江木義昭
江頭節子	遠藤 誠	小川里津子	小口陽子	小田武彦	小田切督剛	小沼浩子
小野節子	小野沢英子	大石敦子	大木和子	大越京子	大隅実山	太田秀通
大塚とみこ	大野 雄	大橋 弘	大原八十八	岡田 緑	岡田雅宏	奥山綏夫
奥山雅子	加賀谷いそみ		加登聰子	加藤隆通	駕屋晴治	金尾有理子
金子 潔	兼松勝弘	神 悅子	河合金三郎	川上 直	川田 登	川俣忠紀
木村裕子	北岡高保	京極英子	北畠真理	桐生潤三	工藤亞祖臣	楠 裕次
倉橋綾子	桑原由美	後藤龍男	小林悦子	小林 秀	小松満貴子	小南幹夫
小森龍邦	近藤春樹	斎藤一雄	斎藤孝子	斎藤美智子	酒井義一	酒井丈夫
笹井健匡	澤田淳子	澤田泰三	澤田道香	志賀 功	志村信夫	柴崎成実
柴崎温子	柴田作治郎	島崎 貞	下山田誠子	新里善孝	杉原 助	鈴木 錠
鈴木二郎	鈴木弘子	鈴木靖子	澄田龜三郎	関根慶子	芹野暢一	田川幸子
田口陽太郎	田島征三	多田統一	田近正道	高尾美登里	高島早百合	高野ゆう子
高良真木	滝沢 直	武田菊野	谷本静子	朱 秀子	津村幸子	土斐崎淑子
富岡喜美子	富田鈴子	鳥井旻子	中尾好子	中川正子	長島 章	中野宣子
長瀬春代	中薗凡児	中西真佐子	中村京子	中村とし子	中谷哲造	西三樹子
西橋茂子	西村 清	野村光司	野村普一	服部 学	服部 翠	花村健一
原 利男	半沢英一	坂内義子	樋口兼久	日野有太郎	稗田信行	平坂春雄
平島積子	広島照子	広島八郎	福本和佳	藤岡明義	藤代 節	古田伊公子
古谷史子	星野正樹	堀 甲子	松井やより	松浦和子	松浦基之	松川七生子
松本由美子	御崎勝江	三田健次郎	宮森 正	武藤陽一	向井金藏	村上寿雄
村瀬俊夫	矢沢静江	安川寿之輔	柳林 良	桑 錠芝	由井こせん	湯川貞子
吉池俊子	吉村久仁子	吉田隆司	若月家光	渡部昌子	渡辺美里	匿名3氏

（団体）

アジア共同行動・首都圏 ききょうの会	環境・人権・平和ネットワーク 人民の力	韓国労働者支援連絡会議 聖心侍女修道会
聖クララ会修道院	全国一般労働組合全国協議会	豊中第一復興教会
日中労働者交流協会	ハルモニとともに歩む会・チョガッポ	
働くことと性差別を考える三多摩の会		ハンド イン ハンドしば 婦人民主クラブ
フィリピン人元「慰安婦」と共に、LUNAS		

理事長

原 文 兵 衛 殿

従軍慰安婦問題を考える会・福山

(連絡先)

〒722

尾道市新浜1丁目14番31号

tel (0848)25-2633

別紙抗議文、送信致しますので、御査収下さい

以上

抗 議 文

「女性のためのアジア平和国民基金」（「国民基金」と略称）は六月四日理事会で、元日本軍軍隊「慰安婦」に対し、橋本首相の「おわびの手紙」を添えて、一人当たり二〇〇万円を下らない「償い金」を七、八月に支給することを決定した。

私たちは、この決定に対し、強く抗議をするとともに、「国民基金」がすべての事業を中止して解散し、政府が被害者に対し、直接国家補償を行うことを要求します。

〔一〕 「従軍慰安婦」問題とは、戦前の天皇制政府・帝国軍隊が、アジア各國で侵略戦争を遂行するための不可欠の国策として、朝鮮半島・台湾など旧日本植民地だけでなく、日本軍が軍事占領した中国、東南アジア、南洋諸島等多くの國、地域の多数の女性を歎し、強制し、性的奴隸状態におとしめたことが、その本質です。

四月一九日国連人権委員会（ジニネーブ）で採択されたクマラスワミ報告は、日本軍「慰安婦」制度を、奴隸禁止条約の「奴隸」に該当するとし、「慰安婦」の募集・移送・管理に日本軍が直接関与し、その行為は戦争犯罪、人道に対する罪として、日本政府には、国際法上の法的責任があり、サンフランシスコ条約・日本とアジア各国の二国間条約は、法的責任の免除にならないとした上で、日本政府に対し、

- 1、法的責任を受諾すること
- 2、被害者個々人に對し賠償し、そのための行政審査会を短期間に設置すること

3、被害者個々人へ書面による公的謝罪をなすこと

4、すべての資料の完全な開示をすること

5、歴史教育

6、慰安所への募集、収容に關与した犯行者を特定し処罰すること

ところが日本政府は、この勧告を無視しようとしています。

〔三〕 クマラスワミ報告は「国民基金」について、「いかなる法的責任をも否定しようとする明確な意思表明」と批判しています。「国民基金」の推進論者は、政府に國家責任を認めさせ賠償させることは不可能である」と、被害者が高齢で氣の毒な状況にあり一刻の猶予もないこと、國家補償につながる」と、首相のおわびの手紙で公的な謝罪になること、などを根拠に、あくまで「国民基金」による「償い金」支給を強行しようとしています。

しかしながら、戦争犯罪による國家責任を否定した上で採られるこれらの措置は、「慰安婦」被害の真相と、被害女性の名譽と人権回復、國家責任の明確化という被害者の要求を偽るものになることは、慰安婦は商行為であり政府に責任はないという六月四日奥野誠亮元法務大臣や板垣正業議院議員の署名でも明らかです。

私達は、「国民基金」は、政府の責任においてなすべきことを、国民に周知わります。

せ、国民へ責任を転嫁するものであると考えます。またこの基金に協力することは、政府の責任逃れと真相の隠蔽に手を貸すことになると考えます。「償い金」の支給は被害女性の名譽と人権の回復、国家責任の明確化、という切実な要求を、金の方で押し潰そうとするもので「金をもらって行った商行為、従軍慰安婦はいない」という奥野発言とも共通するものです。

既に韓国、朝鮮民主主義人民共和国、台湾、フィリピン、日本の被害者・支援団体は、一致して「償い金」を受け取らないと表明し、「国民基金」へ抗議しています。

四、私達は、あくまでも「償い金」支給を強行しようとする「国民基金」に対し、強く抗議をして、支給の中止と一切の事業を中止して解散することを求めます。

また、私達は、日本政府に対し、国連人権委員会で採択されたクマラスワミ報告を受け容れ、すみやかに、誠実に履行することを要請するものです。

一九九六年七月一三日

「国民基金」の支給に反対する福山市民集会
参加者一同

理事長 原 文 兵 衡 延

要請書

1996年7月9日

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原 文兵衛 様

私たちは、本日、東京池袋において「奥野・板垣発言に抗議し、国民基金の撤回を求める女たちの集会」を開き、参加者一同によって以下のことを確認しました。

「女性のためのアジア平和国民基金」は、被害者に金を受け取らせる画策を直ちに中止し、組織自体を解体すべきである。

「国民基金」が国家責任を回避する方策であることは、紛れもない事実である。

被害女性たちの「そんな金は受け取らない」という宣言に、人間としての誇りを感じ、敬意を抱かない人がいようか。その誇りを崩そうと腐心・画策する「善意」とはいったい何なのか。「国民基金」は一刻も早くその組織を解体すべきである。

仮に、巧妙に仕掛けられて「受け取る」という申し出があったとしても、私たちの主張は揺るがない。なぜなら、私たちは、「被害女性が求めるから」日本政府に公的責任の履行を求めるのではない。被害女性の発言に触発され、励まされ、共感・共闘のつながりをつくりだしながら、あくまで共にこの歴史的事実に出会った主体として、また多くは加害の民としての責任において、結束し、この問題が正当に裁かれ歴史が改められることを求めているからである。

私たちは、この総意に基づき、あらためて次のことを要請します。

1. 被害女性に金を受け取らせようとする画策をやめること
2. 政府に国家としての法的責任の履行を求めるこ
3. 「国民基金」の組織を解体すること

奥野・板垣発言に抗議し、「国民基金」の撤回を求める女たちの集会

参加者 一同

連絡先・国際仲裁裁判を成功させ、個人賠償を実現させる連絡会

〒169 東京都新宿区西早稲田2-3-18-24 NCC 気付

アジア女性人権評議会（AWHRC）

アモニタ・バラハディア（日本軍によるフィリピン人性奴隸の生存者、リラ・ビリビナ共同代表）
議長

私はアモニタ・バラハディア、68歳、日本軍による性奴隸と暴力の被害を受けて、生き残った者です。私はかって、性奴隸の生存者自身が法的補償を申し立てる権利を求めて進めていた運動の先頭に立つことを決意しました。私は、リラ・ビリビナ（旧フィリピン人元「慰安婦」調査委員会：タスクフォース）の共同代表として、作業部会の皆様に次のように報告できることを誇りに思っています。すなわち、フィリピン人の性奴隸被害者／生存者の大多数が「女性のためのアジア平和国民基金」（以下「国民基金」）による被害者への一時金支払いに反対することを固く決意しているということです。

日本軍が第二次世界大戦中、兵士への性的奉仕を目的に女性を組織的に徴発したという戦争犯罪を、日本政府は政治的にも法律的にも認めず、そのことによって日本政府が私たちの正義も、尊厳と名誉も一貫して否定し続けてきたことに、私たちは大きな关心と失望を抱いております。こうして日本政府は、私たち個人に属する権利、すなわち国際法に基づいて与えられる法的補償の権利を否定し続けているのです。

私は作業部会の皆様にお願いいたします。日本政府が恥知らずにも、国民基金に性奴隸生存者への補償の幕引き役を押しつけている行状を詳しく述べて調査し、確認していただきたい。日本政府はいったい、金銭的な措置だけで、私たちが50年前に受けた仕打ちをきれいさっぱり忘れるとしても期待しているのでしょうか？日本政府は、自分たちが犠牲者の一部に一時金を支払う計画を立てているからといって、私たちが「この先ずっと平和を保つ」とでも思っているのでしょうか？私の答え、そして私と同様に性奴隸を生き延びた他の人々の答えはこうです。私たちは、日本軍による軍事的暴力という犯罪を決して忘れないでしょう。その影響は生涯続くのです。私は夫との間で健全な性的関係を築くことは、ついぞできませんでした。私は夫と性交渉を持つ度に苦しました。夫が私を求める度に、私を強姦した日本軍の兵士を思い出すのです。私は今日に至るまで、日本軍に強姦されたことの恥辱と汚名にずっと苦しまなければなりませんでした。そして、私が沈黙を破ることを決意した時でさえも、すなわち「責められるべきなのは私でない。日本軍、日本政府、強姦の実行者、そして、まだ性的に無垢だった年端もない私たちを、軍事性暴力の餌食として動物のような境遇に突き落とした組織的売春制度こそが、責められるべきなのだ」と世界中に訴えることによって、私自身を癒そうとした時でさえも。

私は暴力的な体験、苦痛に満ちた過去を忘ることはできません。私たちは今もなお、そのために苦しみ続けているのです。

私がただ一つ望んでいるのは、すなわち、声をあげることによって、沈黙を破ることによって、日本政府に組織的強姦と性奴隸という暴力的で非人間的な行いについて証明を行うよう求めることによって、そして、法的補償を受ける権利を主張することによって、私がただ一つ望んでいるのは、政府が戦争を戦い、当然のように少女や婦人を性奴隸とすることが、より難しくなることです。

私の願いはただ一つ、未来の少女・婦人たちが二度と戦争や強姦、軍国主義を体験しないことです。未来の女性たちが、幸福な子ども時代と、男女の敬意・尊厳・平等性から生まれる性関係・夫婦関係の喜びを失うことが決してないようにと、それだけを願っているのです。

ですから、日本政府が私や他の性暴力の生存者の眼前にちらつかせているお金、国民基金に対して私が強く反対することを、皆様方にも支援していただきたいと思います。私たちにはお金が必要なことは、誰の目にも明らかです。だからといって、私たちはこんな仕方で日本政府からお金を受け取らねばならないのでしょうか？国民基金は私たちに名誉も尊厳も回復しません。なぜなら、それは、日本政府が犯した戦争犯罪を公式に認めることなく与えられるものだからであり、そこには心からの謝罪がないからです。それは、国際法の下での私たちの権利である個人に対する法的補償を約束せずに行われるからです。

私もまた、私が暮らしている苦しい生活状態を改善するために、お金を必要としています。しかし、私が欲しいのは名誉と尊厳を伴ったお金です。

どうか、私の人間性と人権の回復を日本政府に求めるために、私を助けてください。

従軍慰安婦少女問題に關連する、「従軍慰安婦」に対する理屈の
現状及び自由は歴史的問題として、いかに想を求める申し入れ
慰安婦は）商行為として行われた」と発言した。

この問題について、韓国の李寿成首相が「老婦人たちは強制によって暴行を受けた被害者」と強く反
発するとともに「自分たちの娘が同じ目に遭つたら、そんなことができるだろうか」と不快感を表して
いる。また、韓国マスコミが奥野発言を「裏書き」と一齊に報道するなど、外交問題に発展していくことを
を考えると、奥野議員個人の見解とはいえ、発言の意味は重大である。

とくに我が国政府は平成五年八月四日、宮沢内閣時の官房長官談話において「慰安婦の募集について
は、（中略）本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担し
たこと也有つたことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛苦しい
ものであった」と述べ、募集だけでなく全般的に強制があつたことを認めていた。そして一心身にわたり
強制（いや）しがたい傷を負わされたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる」と
日本政府として謝罪をしており、「奥野発言」は、この政府見解を否定するものである。

日本軍は、第二次世界大戦中に主に朝鮮半島、中国、台湾、フィリピン、インドネシアなどアジア諸
国から十代前半の少女を含む女性たちを連行、兵隊の性的相手をさせ、「日本軍が進攻した各地に設置さ
れた慰安所において女性たちは暴力を振るわれ、性的奴隸とされたとも書かれている。
私たちは、このような歴史の事実を回避することなく、反省の姿勢に立つてむしろ歴史の教訓として
正視するとともに、後世に伝えていかなければならぬ。

個人の思想・信条の自由は認めなければならないが、その発言には責任を持つべきである。まし
て、一国の政治をつかさどる国会議員や閣僚は、そのことをより厳しく求めらるることは当然である。
折しも、サッカーワールドカップの日韓共同開催が決まり、日韓両国の友好気運が高まるうとい
う時期に、「奥野発言」はそれに水をさしただけではなく、日韓両国民はじめアジアの国々との信頼関係に
悪影響を及ぼすことを強く危惧するものである。

他方、橋本総理が「奥野発言」について国会大臣やマスコミからコメントを求められながら、それを拒
絶されたと伝えられていることは誠に不可解である。「奥野発言」の是非を曖昧にしたままでは許され
ないが、また、どうケジメをつけるのか明らかにされたい。
以上、申し入れる。

平成八年六月十八日

新進党 - 平成八年六月十八日 謹啓

内閣総理大臣

橋本 龍太郎 殿

新進党・平成会 国会議員有志

【衆議院議員】

愛知和男 赤羽一嘉 石田幸四郎

愛野興一郎 石井啓一

上田晃弘 石田祝穂

江崎鐵磨 今井宏 岡田克也

大野由利子 河村泰一

貝沼次郎 大野由利子

江田五月 神崎武法

久保哲司 岩居一雄

坂口力 岩居一雄

小池百合子 高橋二階俊

星野行男 岩居一雄

藤村修 高橋二階俊

松岡滿壽 二階俊

森本晃司 岩居一雄

山崎広太郎 岩居一雄

山本孝史 岩居一雄

米沢隆 岩居一雄

藤村修 岩居一雄

星野行男 岩居一雄

高橋二階俊 岩居一雄

大野由利子 岩居一雄

北村直人 岩居一雄

坂口力 岩居一雄

小池百合子 岩居一雄

赤羽一嘉 岩居一雄

愛知和男 岩居一雄

上田晃弘 岩居一雄

石井啓一 岩居一雄

江崎鐵磨 岩居一雄

今井宏 岩居一雄

座談会

「慰安婦」問題を考える クマラスワミ報告から

出席者

<50音順・敬称略>

有馬 真喜子（国連婦人の地位委員会）
 川田 司（外務省人権難民課長）
 武者小路 公秀（明治学院大学国際学部）
 司会 山口みつ子（本誌編集発行人）

——第五回国連人権委員会が三月一六日から四月二四日までジュネーブで開かれ、日本では「従軍慰安婦」（以下「慰安婦」）問題をめぐる報告書（戦時の軍事的性奴隸制問題に関する報告書）が大きく報じられました。この会議に川田さんは政府として、武者小路先生はN.G.O.の立場でそれぞれ出席されましたので、まずお二人にこの報告についての感想を伺いたいと思います。

川田 クマラスワミさんは三年前に「女性に対する暴力撤廃に関する特別報告者」に任命されましたが、国連でもようやく女性に対する暴力の問題が取り上げられるようになつたということで、皆さんの同報告書に対する期待は高かつた訳です。昨

年来日された時お会いしましたが、大変誠実な方との印象をもちました。今回の報告書は家庭内暴力に関する報告書本体と、「慰安婦」に関する第一付属文書、家庭内暴力の法的制度に関する第二付属文書から成りますが、家庭内暴力問題に加えて、「慰安婦」問題について、一週間程度で関係国を訪問して調査するのは無理だったのではないかと思います。事実関係の記述については、大部分がG・ヒックスの著書からの引用であり、また元「慰安婦」の人たちへのインタビューも、北朝鮮についてはクマラスワミさんは訪問せず、隨員が行っているに過ぎません。法律論についても、この関係の運動をしておられる方々の従来からの法律的見解

が述べられていて、あまり目新しいものはありません。ただし、「女性のためのアジア平和国民基金」（以下「基金」）については、報告書の中で「道徳的観点から歓迎する」と一応評価しており、ある程度日本政府が進めようとしていることに理解を示しているという気がします。

なお、クマラスワミ報告者が人権委員会で行った口頭報告はほとんどが家庭内暴力に関するものであり、「慰安婦」問題については「日本、韓国などを訪問して報告書をまとめた」「この件について日本政府の立場を『ノート（留意）』する」と簡単にふれただけでした。

武者小路 川田さんのご指摘について検討する前に、まず特別報告者の役割というものを考えてみたいと思います。つまり女性に対する暴力は非常に複雑で、歴史的ないきさつの中で出てきている問題ですが、その問題の所在を明確にすることが報告者の任務であって、それを元に調査や研究を深めていく出発点だということです。報告書の中の事実関係については、残念ながら国連の財政的な支援が受けにくい状況の中で余裕のない調査活動をしていますから、おっしゃるような不備はあります。

しかしその誤解によって趣旨が歪められるようにならうことが書かれているのですから、今後調査を更に進める方向でこの報告を受け止めればよいのではないかでしょう。

第二点は法律論ですが、ファン・ボーベンさんの「基本的人権の侵害」の報告書の法理など、かなりしっかりと土台の上にクマラスワミさんが理論を立てていることは確かです。またE.U.（欧州連合）のように個人が

国家を訴えることができる制度を望ましいと考えている私たちと、国際法は国家間だけのことととらえる日本政府では立場が全然違うことも最初に確認しておきたいと思います。

第三点は、クマラスワミ報告は「基金」の存在意義を明確にしてくれていますので、この考え方を採用すれば「基金」をめぐる立場の違いの問題は解決ができます。つまり單純化すれば、報告ではいわゆる「慰安婦」問題には二つの側面——法的側面と道徳的側面があり、日本政府が道徳的責任への配慮として「基金」を作ったことは評価できるが、それが法的責任をとることの代わりにはならないといっています。代わりとして道徳的責任をとる

方法としては筋が通っていると私も思います。

——有馬さんは今回の人权委員会には出席されていませんが、国連婦人の地位委員会のメンバーとして様々にこの問題に関わって来られました。どんな感想をおもちですか。

有馬 先程来からお話しの女性に対する暴力撤廃についてですが、私は婦地委のメンバーとして、女子差別撤廃条約だけでは女性の人権、特に人権を侵害する暴力への言及が十分ではないということで、「女性に対する暴力撤廃宣言」づくりに関わった一人です。これは九三年春の婦地委でまとめ、同年の国連総会で採択されたのですが、この間ウイーンで世界人权会議が開かれ、宣言の採択を求めるに同時に、「女性に対する暴力撤廃に関する特別報告者」の任命を歓迎するとして、暴力への國際的対応が動き出しました。政府代表の一人として出席していた私は非常に感慨深かったです。だから、クマラスワミさんの働きには大変期待をもっていた訳です。

今回の報告に先立って、去年予備レポートが出され、全体は家庭内暴力の問題から女性性器切除などの女性への有害な習慣まで、非常に幅広

いものでした。「慰安婦」問題にもかなり言及し、いわゆる「慰安婦」問題の解決なしには現在旧ユーゴスラビアなどで行われている問題の解決はないという表現もありました。

そして今年の報告ですが、バラグラフ九二には「政府は、自分自身には犠牲者に対する法的責任ではなく、道義的義務を有するに過ぎないものとしてとらえている。しかし日本政府は、第二次世界大戦の間、軍隊性的奴隸とされていた女性に対する法的及び道義的責任の双方を有しているというのが、特別報告者の信念である」とあります。しかしその前の

九一では「一般に、国際法の下において、犠牲者の権利及び加害者の刑事責任はほとんど認められない」としています。つまり普通は法的責任は認められないけれども、自分は信念として法的責任があると考えている、という感じが強いですね。このあたりの法律論についてはいろいろな理屈があるのでしおりません。

——有馬さん、「基金」の副理事長としてはいかがですか。
有馬 先程武者小路先生からもご指摘がありましたが、報告書は「特

別報告者は、この計画を道徳的観点から歓迎するが、これが国際公法の下で行われる「慰安婦」の法的請求を免れさせるものではない」としながら、同じバラグラフ一二三四で「基金」はこれらの女性の状況に対する一切の法的責任をはつきりと否定する立場を表明するもの」とも書いています。これはクマラスワミさんの間違いだと思います。「基金」を作ることが日本政府の法的責任を免れさせることになるとは、私たちは理解していません。「基金」は法的責任とは別のものだと考えています。

法的責任と 国家補償

武者小路 今のお話しで、まず法的責任があるというのは特別報告者の信念であって、日本を含め世界の多くの国でも国家が個人に責任を負う原則を認めていないということは、おっしゃる通りです。だからこそ今回特別なかたちで取り上げて、そして日本について五〇年前にさかのばるということをやれば、今後他の国々でもいろんな問題が出てくる。そのきっかけができるという深謀遠慮があつたのか、なかつたのか（笑）、私としてはあつたことを期待

する訳です。事実、今回ジユネーブに集まつたNGOが確認したところでは、ベトナム戦争時にレイプされた女性たちがアメリカ政府を相手に法廷で争っているケースや、バキスタンとパングラデシュが二分したときに両方の軍隊からレイプされた女性たちが補償を求める運動を起こしているケース、またアルジェリア戦争時にフランス軍によってレイプされた女性による運動も現れてきました。ですから日本の「慰安婦」問題を取り上げ、解決することは、日本だけでなく世界的に同じような状況にある女性の暴力撤廃のモデルケースになります。

それから、法的責任と道義的責任の問題で、クマラスワミさんが「基金」を誤解しておられるという話ですが、これはマスコミも私たち反対運動をしている者も国家補償をしないことの代わりに「基金」ができたと思つていいのです。もしこれが誤解なら、日本政府に代わりであることをはつきり否定して頂きたいです。

有馬 その点は「基金」という方法を選択した与党三党のプロジェクトの報告でも、「道義的立場からの責任」とはっきり書いてあるのです。が、「基金」に参加している人の中



有馬真喜子氏

には、国家補償が必要と考えている人はたくさんいます。しかしそれを言い続いているだけでは事態は動かない。ともあれ早く償いの行動を、と参加している人が多いのです。クラスマスワミさんが間違えたというよりは間違わせた人がいるというか……。武者小路 その「誤解」を生んだ背景については「ないし三種類の人人がいたと思われます。まず第一に、「基金」を作ることにもともと賛成ではないが、もっと大きな「悪」である国家補償をしなくてすむのなら「基金」位認めようという保守的な考え方の政治家。次はマスコミで、反対運動の影響で「基金」関係の報道には必ずといってよいほど、「国家補償の代わりにこれこれの『基金』構想が進んでいる」と記事がありますね。それから私を含めて反対運動をしている立場として

この立場で「基金」位認めようという考え方です。次はマスコミで、反対運動の影響で「基金」を作ることにもともと賛成ではないが、もっと大きな「悪」である国家補償をしなくてすむのなら「基金」位認めようという保守的な考え方の政治家。次はマスコミで、反対運動の影響で「基金」を作ることにもともと賛成ではないが、もっと大きな「悪」である国家補償をしなくてすむのなら「基金」位認めようという保守的な考え方の政治家。次はマスコミで、反対運動の影響で「基金」を作ることにもともと賛成ではないが、もっと大きな「悪」である国家補償をしなくてすむのなら「基金」位認めようという保守的な考え方の政治家。次はマスコミで、反対運動の影響で「基金」を作ることにもともと賛成ではないが、もっと大きな「悪」である国家補償をしなくてすむのなら「基金」位認めようとい

うことを誰も言つてはいけませんが、私もマラスマスワミさんが間違えたというよりは間違わせた人がいるというか……。

川田 法律論の問題ですが、私も人権擁護の方向に国際法が向かってきています。しかし一方で、第二次世界大戦当時の国際法がどうなっていることは知っていますし、そう願っています。しかし一方で、第二次世界大戦当時の国際法がどうなっているか、そして現在の国際法がどうなっているか、ということは別の問題です。

この問題には二つの側面があるかと思います。まず一つは入り口論とも言うべきもので日本政府がずっと主張していることですが、国家補償についてはサンフランシスコ平和条約その他の二国間条約等で解決済みということです。これは戦後処理をするときの基本的な解決方法で、平和条約等の締結によって賠償、補償問題を一括して解決し、その後は賠償請求の問題は一切持ち出さないとすることを約束します（完済条項）。国家間で解決した上で、実際に被害を受けた個人の補償をどうするかというと、それぞれ個人の属する国家が受け取った賠償額をもとに個人に補償するというのが、国際法の伝統的な考え方です。ただ問題は、この

は、法的責任の代わりでないならば何も「基金」に反対しませんが、代わりではないということを誰も言つてくれないですか。

川田 法律論の問題ですが、私も人権擁護の方向に国際法が向かってきています。しかし一方で、第二次世界大戦当時の国際法がどうなっているか、そして現在の国際法がどうなっているか、ということは別の問題です。

もう一つは、「慰安婦」が実際に当時の国際法違反だったかどうかという問題です。国際法には「時限法の理論」というのがあり、当時の事件はその時有効であった国際法（条約）で判断すべきで、後からできた国際法（条約）で判断してはいけないというものです。その観点からすると、クラスマスワミさんの法律論は後からできた国際法で当時の事件を判断しようとしていると思われます。

武者小路 ご指摘の一点、わからぬでもありませんが、別の考え方もあります。確かに第二次世界大戦前の伝統的な国際法上はおっしゃる通りです。ただ国際法が人権擁護、特に女性に対する暴力撤廃を国際社会の重大な関心事と位置づけています。前からあった原則を少しづつ変えていく必要があるのではないかと思います。旧ユーゴスラビアの紛争でも戦時下の女性に対する暴力の問題がでてきてますが、それが人類に対する罪と考えるべきという立

方法ですと、実際上個人に対する補償がなされない場合がある。国際法上のこの欠陥を補おうと、直接個人が補償を受けられる仕組みがいろいろ検討されていていますが、それはまだ発展途上にあることです。

もう一つは、「慰安婦」が実際に当時の国際法違反だったかどうかとどう問題です。国際法には「時限法の理論」というのがあり、当時の事件はその時有効であった国際法（条約）で判断すべきで、後からできた国際法（条約）で判断してはいけないというものです。その観点からすると、クラスマスワミさんの法律論は後からできた国際法で当時の事件を判断しようとしていると思われます。

武者小路 ご指摘の一点、わからぬでもありませんが、別の考え方もあります。確かに第二次世界大戦前の伝統的な国際法上はおっしゃる通りです。ただ国際法が人権擁護、特に女性に対する暴力撤廃を国際社会の重大な関心事と位置づけています。前からあった原則を少しづつ変えていく必要があるのではないかと思います。旧ユーゴスラビアの紛争でも戦時下の女性に対する暴力の問題がでてきてますが、それが人類に対する罪と考えるべきという立

方法ですと、実際上個人に対する補償がなされない場合がある。国際法上のこの欠陥を補おうと、直接個人が補償を受けられる仕組みがいろいろ検討されていていますが、それはまだ発展途上にあることです。

もう一つは、「慰安婦」が実際に当時の国際法違反だったかどうかとどう問題です。国際法には「時限法の理論」というのがあり、当時の事件はその時有効であった国際法（条約）で判断すべきで、後からできた国際法（条約）で判断してはいけないというものです。その観点からすると、クラスマスワミさんの法律論は後からできた国際法で当時の事件を判断しようとしていると思われます。

武者小路 ご指摘の一点、わからぬでもありませんが、別の考え方もあります。確かに第二次世界大戦前の伝統的な国際法上はおっしゃる通りです。ただ国際法が人権擁護、特に女性に対する暴力撤廃を国際社会の重大な関心事と位置づけています。前からあった原則を少しづつ変えていく必要があるのではないかと思います。旧ユーゴスラビアの紛争でも戦時下の女性に対する暴力の問題がでてきてますが、それが人類に対する罪と考えるべきという立

武者小路　國家補償はできないと
いうことを前提におっしゃつていま
すが、それなら何もしなくてよいこ
との代わりをする「基金」というの
はおかしい。「基金」は國家補償の
代わりでなく、全く別の道義的な責
任を認めている国民の気持の表れと
してやることがはつきりしていれば
いいのではないでしょう。

武者小路　そのところが非常に
残念でなりません。本来、法と道徳
の関係は、法は最小限の道徳だと言
われるくらい、法がやさしくて道徳
が難しいものです。ところが今は法
の問題を横において、道徳的、道義
的なことの話ばかりが進んでいます
それが続く限りは「基金」をつぶせ
という運動はなくなりませんよ。

ここで「まかしの可能性があるのでは」ということになりますから、やはり政府がはつきり「基金」と補償とは関係ないということをおっしゃって下さる必要があります。

女性のためのアジア平和国民基金
募金状況（96・6・17現在）
総額＝約四億円、内訳＝個人約一億五
〇〇〇万円・労働組合約一億三〇〇〇万
円・省庁・自治体の公務員約一億円・財
界約二〇〇〇万円。

六月四日開催の「基金」理事会で、当面
韓国、台湾、フィリピンの被害者約三〇
〇人に、二〇〇万円を下まわらない額の
償い金を、遅くとも今年八月一五日に支
給開始することを決定した。（三〇参照）

有馬 何ができるかできないかと
いう話の「何が」とは、法的責任を
認めた上で国家補償だと思います。
日本政府を相手に訴訟を起こしてい
る韓国やフィリピンの元「慰安婦」の
方たちの弁護団も入っています。法
的責任の追及は裁判でやるという形
は全然矛盾しているとは思いません。
また「慰安婦」問題や日韓関係を何と
かよくしようと、長い間努力してき
た人達も入っています。個人が問わ
れることなく、国が何かをやればい
いということではすまないのでな
いか、私たちも本当に申し訳なかっ
たという気持ちを表したいというこ
とで募金に参加して下さっている方
もたくさんいます。しかし国がどう
すべきかという問題を始め、法的責
任の有無、法的責任の取り方につい
ての意見はそれこそ千差万別です。

それから、もっと大変な問題のは、今もしも「基金」から被害者の方々に見舞金をおあげになるとします。すると被害者の中には法的な補償を求める強い信念がありますから、見舞金はほしいけれども受け取ると補償がうやむやにされてしまうから受け取れないという方々があります。また受け取る方と受け取らない方の区別も出てきています。ですから無理にあげてしまうのではなく、この見舞金のほかに例えばあと二〇年したら国家補償をしますとか、あるいは少なくとも見舞金を受け取ったからといって他の問題がうやむやになることはない、ということをちゃんと説明すれば、被害者のほうも受け取りやすくなるはずです。もつとも「基金」としてそういうことをおっしゃってもそれは政府の見解かどうかわかりませんし、またそ

い、とは考えられます。
武者小路 それを最初に言つてくれ
だされば……。
有馬 この償い金を受け取つたか
らといって国家補償を受け取れない
ことはないのに、そうでないという
誤った情報が、もうさあーっと被害
者の間に広がっていますね。その訂
正だけでも大変で……。
武者小路 しかしながらなぜそうなるか
というと、少なくともマスコミ報道
や政治家の発言とかを見たり聞いた
りしていると、やはり国家補償の要
求を鎮めるために「基金」をつくっ
たんだというように見えてきます。
だからごまかされないように、NG
Oが一生懸命このごまかしにのつて
はいけないと言つて回るのでです。こ
の不安が完全に打ち消されれば、何
も「基金」に反対する必要はありません。

有馬 せひ、そうお願ひしたいところで……。

26

女性のためのアジア平和国民基金

女性のためのアジア平和図

民基金

1



川西 司氏

の考え方と、いや出せるという考え方を持つていて、運動や人権問題の法律に取り組んでいる人たちとの間の話はまた別のところで何十年かかってもやりたいと思います。しかし、それをやることで迷惑されるのは被害者の方たちです。償い金をもらいたいけどもらつたらそういうことに巻き込まれてしまつて困るという、その状態は一刻も早く切り離さなければなりません。

トーグノート

——ところで、今回の人権委員会での議論について、各國の対応を含めた全体的なことを伺いたいのです。決議の文言をめぐって日本では川田　人権委員会は約一ヶ月余り聞かれましたが、今年の議題は二三が。決議の文言をめぐって日本ではずいぶん紛糾していましたね。

ワミ報告を評価して、この報告の内容をいわば自主的に実施してほしいと言つたことです。

——自主的実施ですね。

川田　そうです。中國は第一付属文書をテークノートすると言いつつ、日本政府がこの問題に適切に対処することを望むと、わりと一般的な形でした。フィリピンは若干慎重な言い方なんですけれど、対話は有益であります。日本はこの問題に前進していると、日本政府の措置を一応評価しました。また北朝鮮はいつものように、日本政府が行つたことは国際法違反であり、ちゃんと補償せよという内容です。

そのうちの一つが「人権のさらなる伸長に関する」議題で、その中に一四のテーマがあり、その一つが「女性に対する暴力撤廃」でしたが、この議題の下で話した国は五七カ国ありました。特に「慰安婦」、あるいは第一付属文書に言及した国は日本之外、韓国、中国、フィリピン、それからメンバー国ではない北朝鮮の四カ国だけでした。韓国はかなり長く取り上げましたが、その中で一つ私たちが注目したのは、物的補償を求めるとした一九九三年の韓国政府の発表を引用した上で、クマラスワミ報告を評価して、この報告の内容をいわば自主的に実施してほしいと言つたことです。

日本の新聞は「慰安婦」問題だけに関心が集まつた人権委員会という報道ぶりでしたが、しかし、これら以外の国は家庭内暴力の問題や、そもそも女性に対する暴力の問題が大きく取り上げられるようになつた旧ユーゴの問題、まさに民族浄化という目的をもつて女性に対して組織的強姦をするという、現代の問題にむしろ関心がありました。

次に採択された決議案ですが、新聞が「従軍慰安婦決議」が採択されたと報じていたのは間違いで、「女性に対する暴力撤廃に関する決議」が採択された訳です。またクマラスワミ報告が採択された、されないという議論がありますが、これはまたあまり正確な議論ではありません。

特別報告者が報告書というのを、特別報告者が人権委員会に個人の資格で出す報告であり、人権委員会としては採択するとかしないとかいうことではなくて、その報告者に調べてもらつた事実をもとにして議論するそのための資料なんですね。それは、この報告書がどう扱われたかと、決議の中では主文第一パラグラフにおいて、家庭内暴力なども含めた報告書全体をテークノート、留意する。そして主文第二パラグラ

フで、クマラスワさんのお父さんの年齢の問題はコミュニティ、社会における暴力問題、いわゆるセクハラなどの問題ですが、そういった活動目標をカレッジ、奨励すると。主文第三パラグラフは、特に今回この報告書がメインに扱った家庭内暴力に関する報告をコメント、称賛するとなっています。これが決議自体の内容ですが、ご承知のようにこれに関しては、いろんな解釈をなさる方がいる訳です。決議の意味は人権委員会メンバーワークに聞けば明らかですし、あまり私がコメントする必要はないと思ってますが、普通は、もし、例えば日本国政府にある種の勧告をする必要があると人権委員会が判断した場合には、きちんとそのことを決議案の中に入れます。ですから報告書をテクノートするだけではなくて、その報告書の中でこの部分を日本政府に対しても実施するようにという勧告という形で書くわけですね。それは一切入っていなかつた。ですから、決議自体は報告書が提出されたものですから、それをテクノートすると、いう形で擇めて中立的に受けとめている、特にこれによって日本政府に何かを要求するということではないということだと思います。



武者小路公秀氏

武者小路 今のお話も多少解釈が違いますが（笑）、まず決議の中の「テークノート」はあまり問題にしなくていいんだというふうに報じられている問題があります。それから非常に努力をなさいましたが、そこには至る過程で日本政府の代表部が非常に努力をなさいましたが、そのご努力にもかかわらず、とにかく付属文書が生きているということがあつた大事なことです。もちろん決議の中にクマラスワミ報告の国際社会に対する勧告と日本に対する勧告が盛り込んであれば、私たちの運動は完璧に成功したのですが、しかしそれは入らなかつた。ただ、私たちは直接関心があるから日本への勧告にこだわりますが、本来特別報告者は世界的な問題を指摘するために報告しているのです。むしろ、決議の最後に「戦時中の女性に対する暴力の問題を解決するよう努力する」と

いう、これは前からあつた文言ですが、これが「今の」ではなくてすべての「戦中の」と一般的になつてゐるということは、いわゆる「慰安婦」を含んでいます。そこにはいろいろですが、決議は特定していないだけで、これは十分日本に対する勧告です。

——では最後に一言ずつどうぞ。

武者小路 特に日本人としては、日本国家の国民であることに誇りをもてるようになりたいと思いますが、今批判を避けて、国際社会の中で逃げ腰になつてゐるのが残念です。それはおそらく政府、つまり行政だけの問題ではなく、国会の中にいろんな意見があり、「慰安婦」の問題はどうしても天下分け目の戦いになりますから、ごまかそうといふ圧力の方が強く出でます。ですから過去の責任をはつきりさせること。かつてゴルバチョフがチャエルノブイリ事件の時に隠したり弁解しなかつたように、誠実に国際社会と一緒に解決していくという方向に進んでほしいですね。

川田 「慰安婦」問題をめぐっていろいろな議論がなされていますが、文句をつけ、抗議するのも珍しいで

すね（笑）。日本の今の在り方はオーブン・ソサイエティというか、いろんな意見を書つてもらつて、その中で議論をして集約していくという事だと思いますから、これに耐えられる社会であつたら極めて成熟したことだと思います。ただ、政府の立場としてはこれまで申し上げたような問題がいろいろあります。今後はやっぱりこの問題をきつかけに女性に対する暴力の問題に真剣に取り組んでいかなければならぬと思っており、去年の国連総会では、まさに女性に対する暴力撤廃のための基金をユニフェムに設立しようと思つており、今年度の問題ではなく、国会の中にいろんな意見があり、「慰安婦」の問題はどうしても天下分け目の戦いになります。まさに女性に対する暴力撤廃のための基金をユニフェムに設立しようと思つて、既に予算は取つてあり、今年度基金設立の運びになる予定です。

現在女性に対する暴力は深刻な問題となっています。例えば旧ユーゴの問題、まさに民族浄化の目的の下でいわば国策、政策として組織的強姦が行われましたが、それに対してまだ何も取り組まれていない。そういった国が多い中で、日本政府としては今できる限りのことをしようとされている訳であり、この点をご理解頂きたいと思います。

有馬 ユニフェムへの基金設立は

ワミ報告でもこれは大歓迎しています。なぜこの「慰安婦」問題が起きたのかと考えると、やはりそれは女性の地位が低かった、あるいは女性の人権が無視されていたという背景があった。これはまさに女性差別と民族差別の問題です。私は女性問題の側からこの問題にいきあつた関係から、女性問題の視点で「慰安婦」問題を見、そして現在の女性に対する暴力の問題を見ていくたいと思いますが、この二つの問題にどれだけ誠実に取り組んでいくかが私たちに問われているのではないか。それでは現在、女性に対する暴力への取り組みがどれだけ行われているかというと、例えば家庭内暴力一つにしても日本には統計すらない。それでもだけ女性の人権に対して鈍感な社会なのです。先週私は、女性移住労働者に対する暴力の問題の国際会議に出席しましたが、ここでもたくさん問題提起がされていました。例えばフィリピンから日本へ来ているエンターティナーのこととか。またいわゆる賃春ツアーも後を断ちません。それらの問題を一つでも前に進めていくことが大事だと私は思つています。

国連人権委員会 傍聴から —女性たちの声を聞く—

愛子 カーター (日本キリスト教婦人矯風会)

私はジユネーブで開催中の第五回国連人権委員会を四月八日から一五日まで傍聴したが、そこに集った女性たちの経験から出る真実の力は國境を超えて連帯と理解を深める原動力となっていた。しかし、上下関係を重んじる日本人は、上から流される情報が意図的に仕組まれたものであっても、比べる情報源がないためか無関心。女性NGOの取り組みやその歴史的背景、人権委員会について理解しないで、日本政府の報告を鵜呑みにするだけでは、世界の女性たちからますます孤立してしまう。今「日本の女性たちはどこにいるのか」と国際社会からの問い合わせが聞こえてくる。

日本政府が情報操作と嘘を重ねることに、元「慰安婦」の女性たちはこれ以上我慢はできないと、五〇年

間の沈黙を破って自分の経験を話し始めた。その傷の痛みは癒されるとなく時と共に深くなっていた。ウイーン会議で採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」は北京世界女性会議に引き継がれたが、日本政府がユニフェム（国連女性開発基金）への資金提供を誇らしげに語ると、旧ユーゴスラビアの女性が「まず、自國の『慰安婦』問題を解決すべきだ」と抗議した。

人権委員会では、国連特別報告者ラディカ・クマラスワミの「慰安婦」問題に関する報告書が受け入れられ、女性たちの声を集めて最終決議となつた。「武力紛争下における女性に対する人権侵害を非難し、それらが国際的人権法及び人道法に対する侵害であり、殺人、組織的強姦、性的奴隸や強制的妊娠などに対し、特に効果的対応をとるよう求める」

「慰安婦」はこのカタゴリーに入らないと主張。更に、この項目を無視して、女性のためのアジア平和国民基金」を運営していると主張した。

そしてこれが道義的問題の解決策として人権委員会から歓迎されたといふが、基金は「とにかく女たちを黙



著者
クマラスワミ氏(左)と筆者

基づいて記述する

らせるために金を払えばよい」と市民や企業から首相の名でお金を集めたものである。女性たちの中には、何度も名称を変えていった基金の本質を見極め、基金で全てが解決するのではないと、お金を出した企業に対する不買運動の動きも出てきていた。またあるフィリピン人元「慰安婦」は、「人間回復にならない基金のことはもう忘れよう」と。

基金理事会は台湾の旧日本軍人・軍属の弔慰金など、国際社会で既に支払われた補償金と同額を「慰安婦」に払うか否かを検討し、「謝罪」か「償い」か、また手紙を書くのかどうかについて話し合っているが、それは決して「慰安婦」に対する戦犯罪を認めるものではない。貧しさの中であえぎながらも尊厳回復を願い続ける元「慰安婦」の女性たちの声を聞き入れず、いまだに「未成年の女性を強制的に慰安婦として働かせた」と一面的に記述する

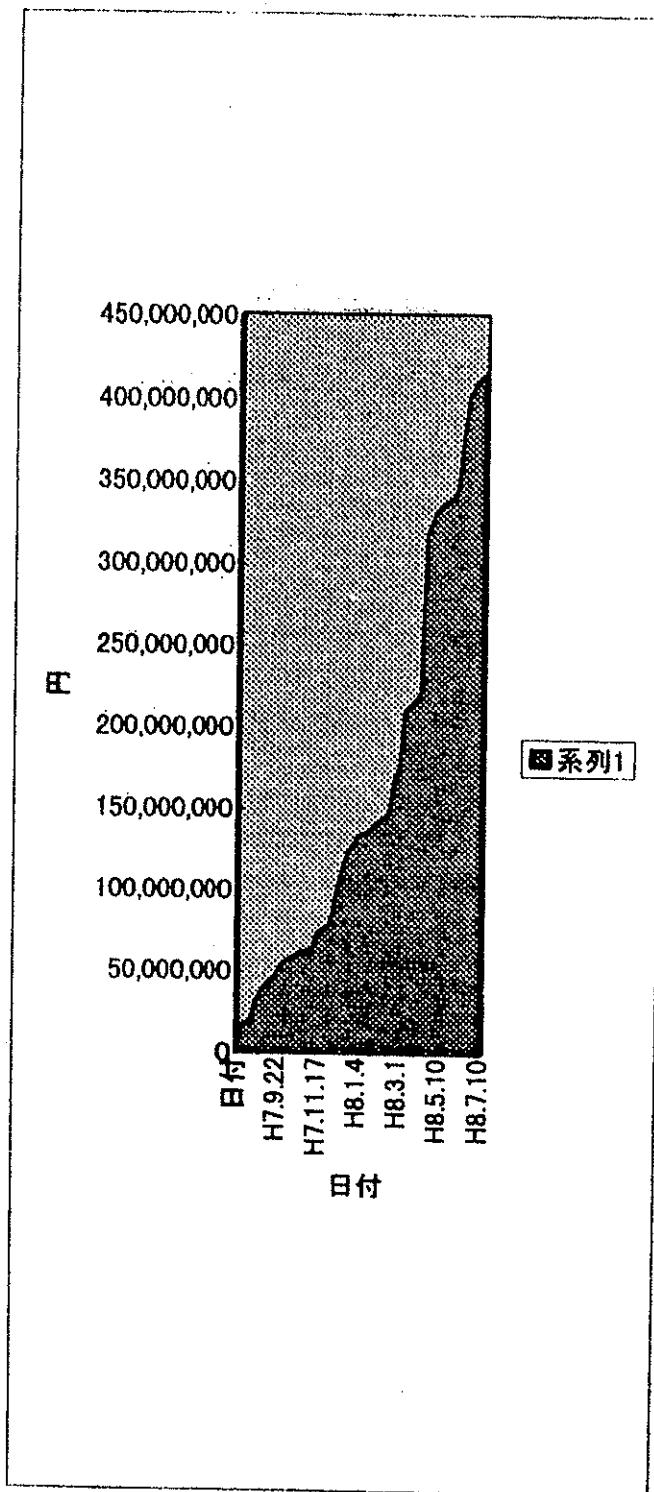
たものでなくとも歴史的事実と信じる」との政治家の発言が相次ぐ。このように戦後、歴史的事実を抹消した人たちは、事実調査委員会の設置を法制化をするだけの政治力はない。

い。

人権委員会では情報の交換、パネル討論、協力体制つくりのフォーラム、人権センター高等弁務官との話し合い、クマラスワミと語るフォーラムなどさまざまなプログラムが企画された。その中で、クマラスワミ報告を支持する女性の国際協議会が結成され、五六団体の署名をもつて記者会見に臨んだ。また関係各国で行われた「慰安婦」のデモに呼応して、四月一日ジユネーブの日本政府代表部へ静かな行進が行われた。しかし日本政府はメッセージを手渡しても铁扉の中に閉じこもり、誠意のない拒否反応を示す島国根性外交を露呈するばかりだった。

國を超えて連帯した女性たちに対して、フォーラムに出席していた男性が「女性たちよ、銃をとれ」と叫んだが、女性たちは創造的非暴力運動にその力を發揮し、死者を憶え命の大切さを、戦争よりも平和を願うさまざまな協力の輪を世界に広げた。

日付	円
H7.8.16	14,549,933
H7.8.18	17,655,449
H7.8.23	20,699,563
H7.8.25	32,235,924
H7.9.1	37,880,269
H7.9.8	43,139,044
H7.9.14	44,756,983
H7.9.22	50,191,561
H7.9.29	55,049,281
H7.10.6	56,912,959
H7.10.13	58,530,501
H7.10.20	60,711,987
H7.10.27	61,431,606
H7.11.2	61,855,390
H7.11.10	63,540,711
H7.11.17	74,632,828
H7.11.20	76,093,148
H7.11.24	77,374,038
H7.12.1	85,879,400
H7.12.6	102,842,555
H7.12.8	116,515,222
H7.12.15	124,568,767
H7.12.22	129,069,461
H8.1.4	133,754,507
H8.1.12	134,990,889
H8.1.18	135,948,788
H8.1.26	139,971,669
H8.2.2	142,987,169
H8.2.8	144,457,949
H8.2.16	146,851,262
H8.2.23	168,591,616
H8.3.1	176,112,186
H8.3.8	211,214,928
H8.3.15	213,432,168
H8.3.22	217,213,915
H8.3.29	221,177,740
H8.4.12	318,853,124
H8.4.19	326,750,897
H8.4.26	332,825,585
H8.5.10	336,291,308
H7.5.17	338,441,721
H8.5.24	340,072,943
H8.5.31	347,011,005
H8.6.7	378,154,182
H8.6.13	401,254,182
H8.6.28	408,647,704
H8.7.5	413,365,600
H8.7.10	414,738,485



償い金をお渡しする手続について（案）

1 基本的考え方

償い金をお渡しするに当たっては、①各國・地域の実情に応じたものとし、②当該国・地域の政府・当局が行ってきた施策と整合性のとれたものとすべきであること及び③元慰安婦の方々のプライバシー保護並びに生活の平穏維持に最大限留意すべきこと等にかんがみ、当該政府等と元慰安婦の方々の間に既に確立されたチャンネルを活用することを基本とする。

したがって、償い金をお渡しする手続きについては、当該政府及び関係機関に協力を求め、関係国・地域ごとに決定する。

2 償い金をお渡しする手続に係る論点

(1) 対象者の決定

対象者は関係国・地域の政府等機関の判断に従うこととする。

(注) 当該国外に居住している者については、少なくとも当該国において決定した基準に合致していることの証明が必要。

(2) 亡くなられた方々の取扱い

癒しがたい傷を負わされた元慰安婦の方々に直接国民的な償いの気持ちをお届けするとの事業の趣旨にかんがみれば、御本人ならざる方々に償い金（及び総理の手紙）をお渡しすることは適当ではないため、現存されておられる方々のみを対象とする。

(注) 1 亡くなられた方々の遺族にお渡しすると、結果的に御本人の意思を遺族が翻意することにもなり得るため、御本人の意思の尊重及び手続の複雑性（相続）等を考慮し、対象者は生存者に限ることが必要。

2 運営審議会では、7年7月19日以降亡くなられた方も対象にしたいとの見解が示されているので、実施までの間については御本人の意思が確認できる方は対象とする。

(3) 申請期間

現在名簿に掲載されている方々については比較的長期を認め、掲載されていない方々については、申請のイニシアティブ確保の観点から比較的短期を設定する。

(注) 当該国・地域における文化・慣習及び通信事情等を考慮し、各國・地域毎に決定する。

(4) 公示

基金の設立及び活動が既に周知されていることにはかんがみ、周知の方法は当該国・地域における通常の公示方法を採用すれば足りる。また、周知手段の発達の度合いも考慮に入れる必要がある。

(5) お渡しする方法

償い金をお渡しする方法については、元慰安婦の方々のプライバシー保護及び安全確保の観点から考えるものとする。

(6) その他問題が生じた場合には、理事会で決定する。

戦後補償実現！FAX速報 No.126 96.7.15

■郵便番号：102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-402
■電話番号：03(3237)0287 ■ fax: 03(3237)0217
■受付料金：月額1000円(初回可) ■郵便振替番号：00130-6-172084 「駿後精算ネットワーク」
■銀行口座：三菱銀行飯田橋支店(普通口座) 071-0151945 「駿後精算ネットワーク」

◆ 國際化：支給計画の開拓大作戦

政府が「歓迎会」問題の解決策として進めている「女性のためのアジア平和国民基金（以下「国民基金」）」は9日、理事会をもち、「200万円を下らない額」の一時金に加えて、医療・福祉事業に対して、10年間で約7億円の国庫支出を政府に求める決議を採択した。これに対し、政府は11日福山勝六吉野長官が「これから予算編成の中で、できる限り対応できるような仕組みを考えていかなければならない」と述べて前向きな対応をすることを示唆した。一部マスコミでは「個人補償に道を開く」との見出しが報じられているが、医療・福祉の具体的な中身や、実施期間については、いまだ不透明な部分が多く、16日の「国民基金」理事会で最終調整が図られるものと見られる。

◆各団体若者、「国民基金」に申し入れ、両者の隔たり埋まらす

13日を皮切りに、全国50箇所で開催される駐日集会に参加するため来日・上京した韓国・フィリピン・在日・インドネシアの被害者は12日、「国民基金」反対を訴えてデモ行進や「国民基金」への申し入れを行った。当初各団の被害者は、午前中に外務省を訪問する予定だったが、前に外務省から「スケジュール調整がつかない」などの理由で、面談を拒否されたため、1時から外務省に向けてデモ行進を行った。その後、同じく13日の集会に参加するため来日していた李美卿韓国国会議員とともに、土井たか子衆院議員長と面談、李議員は「『国民基金』を中止し、クマラスワミ勧告に従うことを求める」声明に賛同の国会議員299人中270人の議員が署名したことを紹介し、これだけの国会議員が連名することは韓国国会開院以来だと強調。その後、「国民基金」を訪問し、同基金の横田洋三運営委員長、樋本ヒロ子運営委員、和田雅夫事務局長と面談した。各団の被害者は「国民基金」を拒否すると強調し、支援団体も国際的世論に従うべきだと求めたが、基金側は、「人権委員会でクマラスワミ報告は採択されておらず、またクマラスワミ氏も基金は評価している」「基金は道義的責任に基づく国民の善意の現れであるから、政府に対する補償要求とは矛盾しない」「現在の日本の政治状況では個人補償の実現は困難」と述べた。これに対し、被害者・支援団体は「被害者である私が受け取らないと言っているのに、誰に渡すというのか」（韓国人被害者・李容洙さん）「女性に対する尊厳の既得であり、お金で解決できるものではない」（インドネシア法律扶助協会・ブディ・ハルトノさん）などと強く反対。挺身獻言懇親会・財政収支の尹美香幹事は「国民の基金というが、誰が基金を作り、呼びかけ人を集め、運営費を出しているのか。これは日本政府が責任を回避するためのものだ」と指摘した。同席した日本側の支援者は、被害者の理解を求めるうとした「国民基金」側の恩恵とは逆に、「国民基金」と被害者との連絡をあって広がった

たのではないかと直感している。

◆「国民基盤」に反対する集会・コンサートに述べ800人が参加

13日、東京・全電通会館で「平和のための証言集会・被害者とともに『国民基金』にNOを！7・13集会」が同実行委員会の主催で開催され、300名が参加した。この集会は、全国60箇所で開催される心に刻む集会のスタート集会として開催されたもの。インドネシア、フィリピン、在日、韓国の被害者、支援団体の証言とアピールのあと、韓国の李英熙国会議員が韓国での取り組みを、戸田俊明弁護士が連選での議論を、本間裕次多選議員が日本の国会における「慰安婦」問題の調査会設置法上程の経過と意義をそれぞれ報告、今後調査会法の成立に向け、国会議員への働きかけを強めていく必要性などが指摘された。この集会に先立ち、韓国の被害者と李議員は新党さきがけの鷲山由紀夫代表幹事と会い、「『国民基金』は絶対に受け取れない。死ぬ前に正式な謝罪と補償を」と訴えた。これに対し、鷲山氏は「皆さんのが受け取らないのなら、他の方法を考えなくてはならない」と述べた。14日には、代々不公道で「『国民基金』で償えるの？歴後補償実現フェスティバル」が開催され、各國の被害者、支援団体を始め、若い世代を中心に500人が参加。炎天下の中、ロックやクラシック、韓国の農楽などが演奏され、被害者も壇上で踊るなど熱気あふれるコンサートになった。参加者はコンサート終了後、渋谷までパレードを行った。

◆ドイツ連邦憲法裁判所、個人の国家への補償請求権を認めると

ドイツ連邦憲法裁判所は二日、第二次大戦中にナチスによって強制労働させられた人々がドイツ政府に民衆賠償を請求する権利を認める判断を下し、これを不当としたボン地裁に審理のやり直しを命じた。訴えているのは、ナチスのアウシュビッツ収容所に収容され、軍需工場で働かされたポーランドやハンガリー系の元捕虜22人。ボン地裁は「請求は民権士のレベルでのみ可能で、国際法上認められない」として憲法裁に判断を仰いだのに対し、憲法裁は「個人の請求権を除外する国際的な規則は存在しない」として、地裁の見解を不適当と退けた。(毎7/3)

◆ボスニア・ヘルツェゴビナは教皇議で、責任委に国際法連合

オランダ・ハーグの沿ユゴ国際戦犯法廷は11日、ボスニア・ヘルツエゴビナのセルビア人勢力指導者カラジッチ氏と同ムラジッチ司令官に対し、国際逮捕状を発令した。ボスニア紛争での虐殺と戦争犯罪の責任を問われたもので、国連全加盟国は今後、両人の逮捕義務を負う。(007/1229)

■<集会案内>アジア太平洋歴史の犠牲者に想いを馳せ、心に残る集会

全国60箇所で開催。問い合わせ番号06-362-7740。同窓会委員会

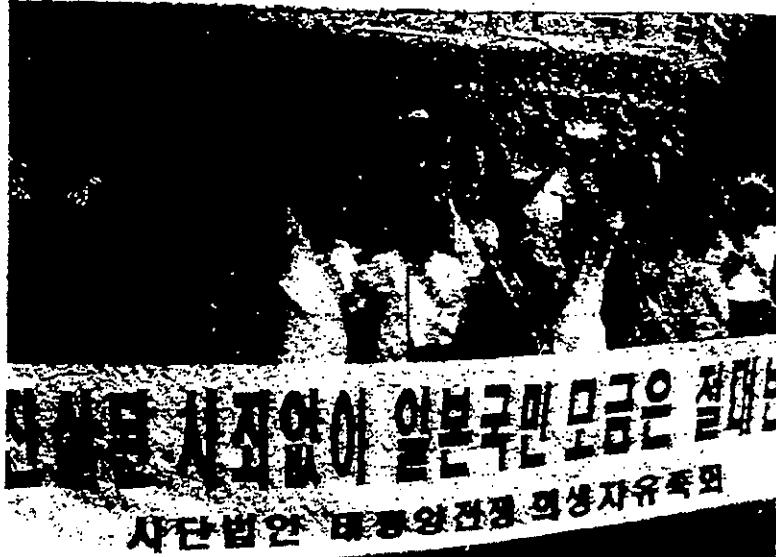
■**【案内】長い沈黙のあとに「中医入院「発育障害」の新規**

7月21日(日)午後1時半～4時半、日本青年館中ホール。証言：李秀梅、劉面英さん。
お話を松井やよりさん。資料代1000円。主催=中国人元日本軍「慰安婦」の証言を聞く東京集会委員会全会員1427-28-7591

■案内>申請人元「監査機」の重きを無効にしないために

7月22日(月)午後6時半~8時半、川崎市産業競賽会館ホール。証言：李秀海、劉西英さん。発言：西野留美子、大森英子、川田慶平。資料代1000円(高校生以下500円)。主催：中国元「慰安婦」新迎集会在被川実行委員会045-291-2522

「51年目の『8・15』 『国民基金』による幕引きを許さない！ すべての戦後補償を求める集い」に参加を



横本善祐の訪韓を前にして、太平洋戦争被害者遺族会の会員ら

200余人がソウル市内で韓日条約の破棄を要求した（6・2）

（ハングルの横断幕の内容は、「眞の謝罪なく、国民基金絶対反対）

敗戦50年目にあたった昨年の「8・15」には、村山政権が、口先だけの「謝罪」とごまかしの「国民基金」で、「慰安婦」問題をはじめ強制連行・強制労働など、すべての戦争責任、戦後補償問題を決着しようとした。しかし、被害者、および支援団体の粘り強い運動によって、政府の目論みは、大きく破綻しています。さらに日本の戦争犯罪一戦後補償問題は、今年4月の国連人権委員会でのクマラスワミ特別報告官の「軍事的性奴隸に関する特別報告書」の全会一致での採択等、アジアはもとより世界各国政府、心ある入びとの関心事となっていました。

しかし、いま政府は、なんら事実調査、真相究明の努力もしないまま、国家責任を回避するために、「国民基金」による「一時金」の支給を、この7～8月にも強引に開始しようとしています。被害者、被害者支援団体が反対している「一時金」の支給は、さらなる犯罪を重ねることです。今年の「8・15」は、「国民基金」による戦後補償問題の幕引きを許すのか、否かという重大な攻防の局面にあたります。

日本政府の「50年を区切りに、過去を問題にするのではなく、未来志向で」などといふやかしを許すことはできません。「戦争責任一戦後補償問題は、いまだ未解決」であり、奥野・板垣発言に見られるように、アジアへの侵略戦争を正当化し、日本軍「慰安婦」被害者を侮辱する国会議員があとをたたない現実に対して、抗議の声を上げていかなく

てはなりません。

わたしたちは、51年目の「8・15」を前にして、「国民基金」による幕引きを許さず、すべての戦後補償を求める集いを、8月11日に開催します。ぜひ、ご参加、ご協力ください。

会 場 文京区民センターホール
日 時 8月11日（日）午後1時30分より5時まで

プログラム（主な予定）

- ①基調提起（実行委員会より）
- ②日本軍「慰安婦」問題の中国人被害者の方の発言
- ③富山強制連行訴訟を支援する会からの報告 温井明憲さん
- ④三菱長崎造船元従業用工・金順吉さんの発言
- ⑤韓国・朝鮮人B C級戦犯裁判の原告からのアピールなど
- ⑥国会議員、方舟組合等からの連帯アピール
- ⑦決議文採択および行動提起 など

第二回実行委員会は、7月19日（金）午後7時より、早稲田華社議会議室104号室にて開催しますので、ふるってご参加ください。

8・11集会のよびかけ、参加・賛同人（7月12日現在）

8・11集会よびかけ団体（個人） 金順吉裁判を支援する会、韓国・朝鮮人B C級戦犯を支える会、韓国・朝鮮人B C級戦犯の映画をつくる会、フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会、日鉄元従業用工裁判を支援する会、日本キリスト教福音会 女性委員会、日本友和会 女性の会 カトリック正義と平和協議会、沖縄カトリック正義と平和委員会、生活と平和をむすぶ会、日本フィリピン連帯運動運動・東京、中北龍太郎（弁護士、フィリピン元「慰安婦」裁判弁護団）、中道武美（弁護士、フィリピン元「慰安婦」裁判弁護団）、一瀬敬一郎（弁護士）、和仁康夫、西浦昭英、西村綾子（相模原市議会議員）、古谷史子（読書会通信）、宮永誠治

8・11集会参加・賛同団体（個人） 在日韓国民主女性会 大阪本部、朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会、くにたち「慰安婦」問題を考える会、横田雄一（弁護士・フィリピン元「慰安婦」裁判弁護団）、婦人民主クラブ全国協議会、大阪教育合同労働組合高校支東洋大学現代史研究会、谷島光治、三宅和子、朴英子、田中文江、小川純一郎、柴崎温子、江木義昭（墨田区議会議員）

参加・参加・賛同申し込みをFAXで、参加・賛同金（団体は一口が5000円、個人は一口が1000円）を郵便振替で受け付けていますのでご協力をお願いします（8・11集会参加・賛同金と明記して下さい）。

郵便振替口座 00120-4-772840 戦後補償実現キャンペーン

8・11集会実行委員会 連絡先

010-7451-16402 千代田区飯田橋4-5-16-402

戦後補償実現キャンペーン96内 TEL 03-3237-8232
FAX 03-3237-0287